

令和6年第2回嬉野市議会臨時会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年11月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和6年11月6日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和6年11月6日 午前10時27分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎太郎	出	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	
	総合戦略推進部長		農業政策課長	
	市民福祉部長		茶業振興課長	
	産業振興部長		観光商工課長	
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長	小笠原 啓 介
	観光戦略統括監		新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	環境下水道課長	
	財 政 課 長	中 村 忠太郎	教育総務課長	
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長	津 山 光 朗	監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長	小 原 和 子	農業委員会事務局長	
	S A G A 2 0 2 4 推 進 課 長		代表監査委員	
	市 民 課 長	武 藤 清 子		
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	筒 井 八重美		

令和 6 年第 2 回嬉野市議会臨時会議事日程

令和 6 年 11 月 6 日（水）

本会議 第 1 日目

午前 10 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 64 号 専決処分（第 9 号）の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 65 号 建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 議案質疑
議案第 64 号 専決処分（第 9 号）の承認を求めることについて
議案第 65 号 建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 討論・採決
議案第 64 号 専決処分（第 9 号）の承認を求めることについて
議案第 65 号 建設工事請負変更契約の締結について

午前 10 時 開会

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は令和 6 年第 2 回嬉野市議会臨時会に御出席をいただきまして御苦労さまです。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 2 回嬉野市議会臨時会を開催いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1．本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第 85 条の規定により、会議録署名議員に 13 番芦塚典子議員、14 番田中政司議員、15 番梶原睦也議員を指名いたします。

日程第 2．嬉野市議会会議規則第 4 条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日開催された議会運営委員会の協議のとおり、本日 1 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日 1 日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりであります。御了承ください。

日程第3．議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについてと、日程第4．議案第65号 建設工事請負変更契約の締結についての2件の議案を一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆様おはようございます。本日、令和6年第2回嬉野市議会臨時会の開会に当たりまして、議員の皆様の日頃の御活躍、御活動に敬意を表しますとともに、本市行政に対しての御尽力、御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび嬉野市議会臨時会におきましては、専決処分の承認を求めるもの1件、建設工事請負変更契約の締結1件の、合わせて2件を御提案申し上げるものでございます。

それでは、ただいまから提出議案について概要を説明いたします。

まず、議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについては、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行経費1,739万8,000円の専決処分を令和6年10月7日付で行ったもので、投開票事務に関しましては滞りなく終了したとの報告を受けております。

次に、議案第65号 建設工事請負変更契約の締結については、嬉野町にございます市道永尾線道路災害復旧工事（地すべり対策工）の請負契約の額を1,313万4,000円増額し、2億4,297万9,000円とするもので、地方自治法第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上簡単ではございますが、今議会に提案をいたしました議案につきまして、概要の説明を終わります。

慎重審議を賜るようお願いを申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについてと、議案第65号 建設工事請負変更契約の締結についての2件につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについてと、議案第65号 建設工事請負変更契約の締結についての2件につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第5．議案質疑を行います。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を

超えることはできません。御注意ください。

まず、議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについての質疑を行います。
歳入についての質疑を行います。

事項別明細書8ページ、歳入16款、県支出金、3項、委託金について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入16款、県支出金、3項、委託金についての質疑を終わります。

次に、9ページ、歳入19款、繰入金、2項、基金繰入金について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入19款、繰入金、2項、基金繰入金についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を行います。

事項別明細書10ページ、2款、総務費、4項、選挙費について質疑を行います。質疑ありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

簡単な質問をしたいと思いますけれども、選挙費用に対して国の支出金があって、それで選挙を行ってということなんですか、この中で1点、一般財源の持ち出しがあるわけなんです。要するに、これは選挙をやることについて、ここの一般財源と国、県からの支出金、ここら辺はなぜ一般財源から持ち出さなければいけないのか。あるいはその割合とか、これとこれの費用は一般財源ですよとか、そこら辺の何か決まりというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（太田長寿君）

お答えをいたします。

まずもって、いつもでしたら一般財源の持ち出しはゼロとか、非常に少ない額でございますけれども、今回は234万3,000円と多くなっております。こちらの超過いたしました原因は、まず1つは、執行経費の中で今回、委託料の中で新たに選挙事務職員派遣業務、こちらのほうを人材の派遣を依頼いたしまして、期日前投票事務と、それから当日の投票事務に当たってもらいました。これに関しての経費というのが増えていると。それまでは、平日の期日前投票の事務につきましては職員が自分の業務の時間内で従事をしておりまして、経費としてかかっていたのは時間外勤務の分ということになってましたけれども、その時間内の分が派

遣業務で賄うことによって、全体の経費が増えているということが1点。

それともう一つ、今回、委託料の中ではございますけれども開票集計システムを導入しております。これは実質的には備品として今後使用していくものであります。備品の購入費につきましては執行経費の満額が来るわけではなくて、ほかの機材もそうなんですけれども、備品購入費の場合は費用の9分の5が執行経費として措置されるということもありますので、備品を購入すれば、その分の一般財源の持ち出しは出る可能性があるということとなっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そうなってくると、職員の勤務時間内でやっていたものを、派遣をお願いしたということとその備品購入のあったというふうな説明なんですけど、そうなってくると、確かに、今後の選挙の開票というのに関しては、選挙があるたびにこういうふうな形で一般財源の持ち出しがあるというふうに考えていいのか。それとも、今後そこら辺の見直しが図られて人為的なものに関しては国が見るようになるのか、そこら辺、今後どういうふうな動きになるのかというのは分かりますか。

○議長（辻 浩一君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（太田長寿君）

お答えをいたします。

今回は特に国スポの期間中であつたと、期日前投票の期間と国スポの開催期間というのが重なったということもありまして、特に職員の人員の確保というのが難しかったというのがあって、派遣業務が多めに入っていたという側面はあるかと思います。

今後も、そういった事情を勘案して、職員の充てられないところに派遣業務で職員を充てていくということになれば、その分の持ち出しが増えるだろうと。これに加えて、先ほど申しましたように備品、機械を更新していけば新たに一般財源の持ち出しが増えていくということは、その機械の維持管理の関係でそういうのも発生するという事になってこようかと思います。できるだけ一般財源の持ち出しはないようにということでやっていきはしますが、そういった事情があるということです。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質問ありませんか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

1つ確認をしたいんですけど、今、同僚議員から財源のほうからのお話がありました。私のほうは、いわゆる期日前投票場の開設が6日から、公示に合わせてということで、塩田町のほうは公民館で開設をなさっておりましたが、嬉野町のほうが9日からということで、3日ほど嬉野町側ではできなかったということでした。市民の方が、初日に嬉野のほうに行って、塩田のほうに行ってくださいという説明であったということですけど、先ほどお話がありました、国スポの期間中、人材の確保、もしくは財源的な措置で嬉野のほうが3日ほどずれたという、その辺の関係性というのはどうなんでしょうか。こういうふうにならずに期日前投票場の開設というのが通常の選挙の場合もあり得るか、その辺の御説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（太田長寿君）

お答えいたします。

期日前投票の期間につきましては、これ自体は財源とかに関わりなく、これまでもある一定ルールを基に運営をしておりまして、前回の参院選のときとは変わっておりません。第1期日前投票所などの期間は全期間開けて、もう一つの投票所につきましては期間を短縮して効率的に運用すると。これによって、必要な人員の効率化というか、そういった形でやっていくことになろうと思います。

今回につきましては、11日間の期日前投票の期間ということがありましたので、国政選挙とか知事選挙とかで期日前投票が長い期間については、片方の期日前投票所はちょっと短くするというルールでやってきておりますので、それ自体は財源によるものではなくて、今までと同じような形で運営をしております。ただ、場所がちょっと今回変わっているということでございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

ほかに。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

予算書の10ページ、職員手当等のところで職員752万円という予算がありますけれども、その積算と、先ほどありました12節、委託料の選挙事務職員派遣業務で242万円とありますけれども、こちらの積算をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（太田長寿君）

お答えいたします。

申し訳ございませんが、その詳細な内容につきましては手元に数字を持っていないんですけれども、この職員の手当てに関する部分は、投票に係る、期日前投票から当日の投票日、そして、開票に至るまでの時間外勤務に係る職員手当となります。したがって、平日に従事した場合は発生しませんが、期日前投票は午後 8 時まで、そして休日も開設をしておりますので、その分の時間外に係る職員手当の合計がこの 752 万ということでございます。

そして、職員の派遣業務につきましては、期日前投票所に、第 1 期日前投票所が 4 名、そして第 2 期日前投票所が 3 名、期日前投票の期間中来てもらっておりまして、それに加えて当日の投票事務、これに 7 名派遣を受けておりまして、これに関する費用ということになっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11 番（増田朝子君）

職員手当等については時間外ということで、12 節、委託料については派遣業務として期日前、当日などで数名の方をお願いしているということです。確認ですけど、今回は国スポとかいろいろ重なった関係上、派遣業務をお願いされたと思うんですけども、これまでは職員の方だけで業務を実施されていたと確認したいと思いますけど、それでよろしいですか、これまでは。

○議長（辻 浩一君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（太田長寿君）

お答えいたします。

これまでは、期日前投票に関しましては、職員と、それから臨時雇用といいますか、そういった形での会計年度任用職員の雇用をして賄っておりまして、今回は会計年度任用職員の雇用の代わりに派遣職員が入った部分もあります。ですので、派遣職員をお願いしたのは今回が初めてという形になります。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、質疑なしと認めます。

これで歳出2款、総務費、4項、選挙費についての質疑を終わります。

これで議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについての質疑を終わります。

次に、議案第65号 建設工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

1点だけお尋ねしたいと思います。

この建設工事請負変更契約の締結についてですけれども、確認したいことは、これまでの変更に至るまでの経緯というか、先ほど説明もいただきましたけれども、業者さんとの協議がいつだったのかとか、国交省との協議もされたということですから、それと今回、仮契約ということで10月29日に仮契約をされてますけれども、その経緯をお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

まず、大枠、9月定例会のときに補正予算として補助対象単独費合わせて差引きの分を2,000万円ということで計上をさせていただいております。そのときに、今回の変更の内容も含まれておるところでございます。

先ほど御説明をいたしましたけれども、今回スライド適用による増とか、内容変更、場所のくい打ち工に関する変更ということも、一応9月の段階で予算的に大まかな計上をさせていただいております、その後の今回の変更契約となった経緯でございます。

国交省との協議でございますけれども、まず、こちら本契約、一番最初の契約、これを議決いただいたのが令和5年3月20日でございます。その後、工事する前に準備工とか測量、それから工法の検討、再度請負業者と話をいたしまして、くい打ち工の抑止杭工法の変更、これが必要ではないかという協議に至りましたので、令和5年6月8日に、県、国交省に変更の協議を始めたところでございます。

工事のほうはそのままほかの工事から着手をしております、工事は進んでおりますけれども、並行的に令和5年6月8日から協議をいたしまして、結論が出たのが令和6年2月20日、かなりの時間を要して、変更をしてよいというような国交省の結論が出たところでございます。

そういった経緯がございまして、工事を進めておったわけですが、今回その全ての工事の内容とか、変更の数量等をつかめましたので、変更設計をいたしまして、今回の変更の契約というふうになったというところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回の変更の経緯について今御説明いただきましたけれども、ちょっと確認ですけれども、令和5年6月8日から国との、国交省との契約変更についての協議がされたということで理解してよろしいのでしょうか、まずお願いします。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

6月8日の県と国交省との協議につきましては、契約の変更の協議ではなくて、工法、抑止工の工事をする工法の変更をしてよいかというようなお尋ねでございます。その分の協議です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。この変更の協議をしようと思われ——業者間とですね。業者さんからの申入れとか、変更の協議が令和5年7月1日の基準ということで先ほど説明がありましたけれども、それにいつ頃そういう協議をしようとかになったんでしょうか、経緯の中で。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（小笠原啓介君）

お答えいたします。

本契約が3月20日に議決をいただいたところで工事がその後着工の段取りになるんですけれども、そこから、先ほど申し上げました、工事にかかる前に準備工ということで、工事に入るための準備、現地の測量とか、資材の搬入とか、そういった準備にしばらく期間を要するということでございます。

測量して工法を再度検討する中で、この抑止杭工につきましては、災害の査定設計の災害査定を受けるときには大口径ボーリングの施工を予定しておりましたけれども、発注後に、施工者、請負者と市のほうで協議をいたしまして、想定していた抑止杭工では、その工事のときに発生する覆土の取り除きが不可能とか、そういったものが判明をいたしました。

査定はそれで受けていたんですけれども実際工事は難しいというところでありましたので、

改めて、国交省のほうに工法の変更協議を行ったというところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、質疑なしと認めます。

これで議案第65号 建設工事請負変更契約の締結についての質疑を終わります。

日程第6．討論・採決を行います。

まず、議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

議案第64号について採決をいたします。

議案第64号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第64号 専決処分（第9号）の承認を求めることについては承認することに設定をいたしました。

次に、議案第65号 建設工事請負変更契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

議案第65号について採決をいたします。

議案第65号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第65号 建設工事請負変更契約の締結については可決をいたしました。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑、討論、採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議決されました各議案については、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 芦 塚 典 子

署名議員 田 中 政 司

署名議員 梶 原 睦 也